

沖縄県介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業

介護サービス事業所・施設が、電気代・ガス・燃料・食料品等の物価高騰等による影響を受けていることから、**対象経費の物価高騰分に対して支援**を行います。

事業概要

- **対象事業所**：事業所運営に係る対象経費が高騰している介護サービス事業所・施設（医療みなし事業所等を除く。裏面をご確認ください。）
- **支援対象経費**：電気料金、ガス、ガソリン等の燃料、食料品等の高騰分（支援対象経費の令和4年度と令和6年度を比較して増加した高騰分：消費税を除く）
- **助成上限額**：サービス類型毎に設定（当該事業の交付要綱をご確認ください。）

申請方法等

1. 支援の対象事業所、経費などについて確認

県HP等により支援対象事業所や対象経費について確認し、申請額を算定します。

- ※ **市町村、県、国などから同様の補助を受けた（受ける）場合は、その補助分を除くこと。**
- ※ **領収証等の証拠となる書類は事業所等において保管してください。**
（申請後、事業完了の翌年度から5年間の保存が必要です）

2. 交付申請書を作成、提出

- HPに掲載されている申請書記載方法を確認の上、所定の様式により作成してください。
- 申請時に必要な書類は、「補助金精算交付申請書」エクセルファイルで作成した申請書と別表1から別表3まで、及び振込先口座がわかる通帳の写し（表紙、表紙の裏面）となります。
- 申請書の提出は、**沖縄県電子申請システム**で行います。（郵送は不要です。）
※沖縄県電子申請システムのリンク先は沖縄県ホームページにも掲載しております。
- **申請期間**：令和7年5月1日（木）から令和7年6月30日（月）まで

3. 補助金の交付

- 申請内容を審査、確認後、交付決定通知書を送付し、申請書に記載の口座へ補助金を交付します。
- 実績報告及び請求書は、当課から求められた場合にご提出ください。
- 補助金の交付後、その後の対象経費の実績を確認する調査を行う場合がありますので、ご協力ください。

申請書等の入手方法

- 申請書のファイルは以下の**沖縄県ホームページ**において、**ダウンロード**できます。
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/kaigofukushi/1007256/1033157/1034307/index.html>



お問合せ先

■ お問い合わせは、HPにお問い合わせ様式（質問票）とメールアドレスを掲載していますので、メールでのご質問をお願い致します。また、よくある質問はQ & Aに掲載しています。ご参考ください。

対象サービス・補助上限額

区分	対象施設	補助上限額
入所系	・ 介護老人福祉施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 認知症対応型共同生活介護事業所 ・ 短期入所生活介護事業所 ・ 短期入所療養介護事業所 ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 特定施設入居者生活介護事業所 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 ・ 有料老人ホーム ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅	利用定員ごとに以下のとおり 49人以下：84万円 50人以上89人以下 160万円 90人以上：320万円
通所系	・ 通所介護事業所 ・ 地域密着型通所介護事業所 ・ 認知症対応型通所介護事業所 ・ 通所リハビリテーション事業所	28万円
訪問・相談系	・ 訪問介護事業所 ・ 訪問入浴介護事業所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・ 夜間対応型訪問介護事業所 ・ 訪問看護事業所 ・ 訪問リハビリテーション事業所 ・ 居宅介護支援事業所 ・ 福祉用具貸与（福祉用具販売）事業所	11万円

- 介護予防サービス事業所も対象となるが、居宅サービス事業所の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- 福祉用具貸与事業所と福祉用具販売の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- 介護予防・日常生活支援総合事業所は、指定事業所が対象となり、居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う（通所型は通所介護事業所、訪問型は訪問介護事業所として取扱う）。